## 令和6年5月17日から高取町の一部において 市街化調整区域における容積率等の制限が変わります!

このたび、県では、高取町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更します(別紙参照)。今回変更した数値は、令和6年5月17日から適用されます。

詳しい内容については、奈良県まちづくり推進局建築安全 課及び中和土木事務所建築課並びに高取町総合政策課に備 え置く図書で確認してください。

## ◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

〇奈良県まちづくり推進局建築安全課 (電話 0742-27-7561)

〇奈良県中和土木事務所建築課 (電話 O744-48-3079)

〇高取町総合政策課 (電話 0744-52-3334)

## 「ご注意

| 令和6年5月17日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手 | |続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、令和6年5 | |月17日以降に建築工事に着手する場合は、変更後の容積率等の規制を受します。